

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成30年6月14日（平成30年（独情）諮問第41号ないし同第43号）

答申日：平成30年12月6日（平成30年度（独情）答申第47号ないし同第49号）

事件名：人事部が保有する時間外勤務及び休日勤務に関する協定の一部開示決定に関する件

医学部附属病院が保有する時間外勤務及び休日勤務に関する協定の一部開示決定に関する件

医科学研究所が保有する時間外勤務及び休日勤務に関する協定の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表1に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「本件法人」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表1の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各一部開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

##### ア 審査請求の趣旨

文書1ないし文書3（本件対象文書）において、今回不開示とした部分について、本件法人が、「個人名その他個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであって、法5条1号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものが記されている旨本件法人が主張する箇所」（以下「本件不開示事項1」という。）、「協定書のうち、本件法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより本件法人の事務又は事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがある旨本件法人が主張する箇所」（以下「本件不開示事項2」という。）及び「本件法人の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨本件法人が主張する箇所」（以下「本件不開示事項3」という。）の開示を求める。

#### イ 審査請求の理由

##### （ア）本件対象文書に含まれる情報について

本件対象文書に含まれる情報は、本件対象文書が労働基準法36条に定める「時間外労働及び休日労働に関する協定」であることから、労働基準法施行規則16条及びその様式に従い、「事業の種類」、「事業の名称」、「事業の所在地」、「時間外労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者数、所定労働時間、延長することができる時間、期間」、「休日労働をさせる必要のある具体的事由、業務の種類、労働者数、所定休日、労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻、期間」、「特別条項のうち、特別な事情がある場合に、限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由、延長時間を延長する場合に労使がとる手続及び限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率」、「本件法人の使用者の氏名・職名及び当該氏名及び職名の印影」、「本件法人及び労働組合の印影」、「協定届を受理した労働基準監督署の名称及び受付印」等（以下「対象事項」という。）を含むものであり、人事や経営管理に係る内容であるものと推察される。

##### （イ）本件不開示事項1について

本件法人は、本件不開示事項1を不開示とする理由について、法5条1号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものが記されている旨主張している。

しかし、本件不開示事項1には、対象事項のうち「本件法人の使用者の氏名・職名」、「本件法人の使用者の氏名・職名の印影」、「本件法人の印影」、「協定届を受理した労働基準監督署の受付印」が含まれているものと考えられるが、「本件法人の使用者の氏名・職名」については、本件法人が国立大学であることからいずれも慣行として公にされているものであるため、法5条1号ただし書イの規定に該当する。また、本件法人は、法2条及び別表第1に基づき「独立行政法人等」に該当し、労働基準監督署の使用人は、「公務員」に該当するところ、「本件法人の使用者の氏名・職名の印影」、「本件法人の印影」は、独立行政法人等の役員又は職員が、「協定届を受理した労働基準監督署の受付印」は、公務員等がいずれも職務の一環として通常使用するものであり、本件においては、

本件法人の使用者が協定書の締結を行う際、本件法人が協定届を労働基準監督署に届け出る際、又は労働基準監督署が協定届を受理する際に、いずれもその職務の遂行として押印したものであるため、法5条1号ただし書ハに該当するものに当たる。

したがって、不開示事項1は、法5条1号ただし書イないしハに基づき開示すべきものであると考える。

(ウ) 本件不開示事項2ないし3について

本件法人は、本件不開示事項2ないし3を不開示とする理由について、法5条4号柱書き又は同号へに該当する旨主張している。

しかしながら、本件法人は、民間の法人とは異なり、国立大学法人法が適用されるだけでなく、独立行政法人通則法の多数の規定が準用され、独立行政法人の一形態として扱われていることに加え、本件法人が法令等で定められた目的に沿って、一定の範囲内で業務を行うこととされていることからすれば、本件対象文書に記載された対象事項は、いずれも当該業務の性質上通常想定される範囲内のものであるということができ、それを公に公開することで本件法人の事務又は事業の適正な遂行及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすものとは考えられず、これを公にしても、「時間外労働・休日労働に関する協定書」を行政官庁に届け出る制度への信頼を損なうおそれがあるとも認められないため、法5条4号柱書きないし同号へには該当しない。

(エ) 総括

以上の事由により、本件不開示事項1から3の全てについて開示すべきものとする。

(2) 意見書

ア 審査請求人の請求内容

上記(1)アに同じ。

イ 理由

(ア) ないし(ウ)

上記(1)イ(ア)ないし(ウ)に同じ。

(エ) 他国公立大学法人における開示状況

審査請求人は、本件法人を含む49の国公立大学法人に対し、本件法人に対する請求と同時に「時間外勤務及び休日勤務に関する協定書」の開示を求めたところ、使用者の印影については非開示とする法人も一部あったものの、それ以外の箇所（使用者の氏名を含む）については、本件法人以外の48の国公立大学法人の全てが開示に応じている。仮に、本件法人の主張する非開示理由が正しく、開示により事務又は事業の適正な遂行及び公正かつ円滑な人事の確

保等に支障が及ぶものであれば、本件法人以外の法人が開示に応じていないことは明らかである。本件法人以外の国公立大学法人の開示状況をもってしても、本件法人が主張する本件不開示事項に理由がないことが明らかである。

(オ) 総括

以上の事由により、本件不開示事項の全てについて開示すべきものとする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件対象文書について部分開示とした理由について

文書1は、「時間外勤務及び休日勤務に関する協定（本郷地区）」、文書2は、「時間外勤務及び休日勤務に関する協定（医学部附属病院）」及び文書3は、「時間外勤務及び休日勤務に関する協定（医科学研究所）」であるが、以下の理由に該当する部分について不開示とする部分開示決定を行った。

① 個人名その他個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであって、法5条1号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものが記されている部分を不開示とする。

② 協定書のうち、本学の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは法5条4号柱書きに該当するとともに、本学の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものは法5条4号へに該当するため不開示とする。

これについて、審査請求人は、平成30年5月14日受付の審査請求書のなかで、原処分取消しを求めている。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「本件不開示事項1については本件法人が国立大学法人であることから、いずれも慣行として公にされているものであるため、法5条1号ただし書イに該当し、労働基準監督署に届け出る際は職務遂行として押印したものであるため法5条1号ただし書ハに該当する。本件不開示事項2だが、国立大学法人は民間の法人と異なり、国立大学法人法が適用されるだけでなく、独立行政法人通則法の多数の規定が準用され、独立行政法人の一形態として扱われることに加え、本件法人が法令等で定められた目的に沿って一定の範囲内で業務を行うこととされていることからすれば、本件対象文書に記載された対象事項は、いずれも当該業務の性質上通常想定される範囲のものであるということができ、それを公に公開することで本件法人の事務又は事業の適正な遂行及び公

正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすものとは考えられず、これを公にしても、「時間外勤務・休日勤務に関する協定書」を行政官庁に届け出る制度への信頼を損なうおそれがあるとも認められないため、法5条4号柱書き及び同号へには該当しない。以上の事由により、本件不開示部分の全てについて開示すべきものとする。」等と主張している。

しかしながら、法5条1号ただし書イにいう「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、現在、何人も知り得る状態に置かれていること、又は将来、何人も知り得る状態に置くことが予定されている情報のことであり、本学の教職員過半数代表者がその氏名を広く公開して広報活動を行っている訳ではなく、そのような慣行も存在しない。その氏名が公開されているとはいえないから、過半数代表者氏名が同号ただし書イに該当するとはいえないこと、また、氏名を公開してしまうと個人の権利利益を害するおそれがあるものとする。本学担当理事の私印及び過半数代表者の私印が、法5条1号ハの職務遂行に該当するとのことだが、押印した印影は個人の私物であり、私的経済活動としての個人の各種証明書等にも使用されているため、同号ハには該当しない個人情報である。

本学が、様々な法令等により定められた目的に沿って一定の範囲内で業務を行うこととされているとのことだが、本件対象文書の内容が、本学がどのような人事管理を行い、どのような経営管理を行うかという、専ら本学独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものということができることから、本件対象文書が公開されてしまうと本学の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易になり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開に不利に働き、本学が不利益を受けることがあると考える。また、労働基準法106条では、36協定書を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、書面を交付することを法令の定める方法によって労働者に周知させなければならないとあるが、36協定書を公にすべきと定めたものではないし、本学が労働者には周知しているものの本学外には公開していない情報が多く含まれることは明らかであるから、36協定書を本学労働者に周知しているからといって、36協定書の内容が公にされ第三者に知られることを前提としているわけではない。

なお、労働基準法が36協定書を行政官庁に届けさせることとしているのは、行政官庁が協定内容の適法性を審査し必要な指導等を行うことによって、労働基準法による労働時間規制の実効性を担保するためであり、仮に、本件対象文書を公にした場合、36協定届出制度そのものの信頼を損なうおそれがあり、36協定の内容にも影響を及ぼし、その結果、行政官庁が協定内容の適法性を審査し、必要な指導等を行うのに支障を及ぼすおそれもあると考えており、本件対象文書の不開示部分は、

法5条4号柱書き及び同号へに該当しているため不開示としているところである。

したがって、本学の決定は妥当なものであると判断する。

以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

## 2 補充理由説明書

原処分においては、個人名その他個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであって、法5条1号ただし書きないしハのいずれにも該当しないものが記されている部分、また、本学の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分は法5条4号柱書きに該当するとともに、本学の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある部分は同号へに該当するとして不開示とした。

一方、当該部分には、本学における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら本件法人の独自の戦略ないし経営のノウハウに関わる情報が記載されている。このため、当該部分が公にされた場合には、本学と競争上の地位にある他の法人にとって、本学の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、本学が不利益を受けるなど、本学に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条4号トの不開示事由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| ① 平成30年6月14日 | 諮問の受理（平成30年（独情）諮問第41号ないし同第43号） |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）              |
| ③ 同月26日      | 審議（同上）                         |
| ④ 同年7月17日    | 審査請求人から意見書を收受（同上）              |
| ⑤ 同年10月31日   | 本件対象文書の見分及び審議（同上）              |
| ⑥ 同年11月16日   | 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）            |
| ⑦ 同年12月4日    | 平成30年（独情）諮問第41号ないし同第43号の併合及び審議 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、東京大学の人事部、医学部附属病院及び医科学研究所

(以下、併せて「人事部等」という。)がそれぞれ保有する「時間外勤務及び休日勤務に関する協定」(以下「協定」という。)である。

審査請求人は、本件不開示事項1ないし3の開示を求める旨主張するが、審査請求書及び意見書の記載から、具体的には、本件対象文書の不開示部分のうち、協定の内容及び協定を締結した東京大学の担当理事の印影(以下、併せて「本件不開示部分」という。)の開示を求めているものと解される。

諮問庁は、本件不開示部分が法5条1号並びに4号柱書き、へ及びトに該当するとして、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において本件対象文書を確認したところ、「労働基準監督署の届出済印」がマスキング処理をされて不開示部分として扱われている部分が一部あることが認められる(文書1の1枚目及び5枚目並びに文書3の5枚目)。しかしながら、原処分に係る開示決定通知書において、当該印影が不開示部分に含まれることを前提とした記載が見当たらないことから、原処分において当該印影は不開示とされていないものと認めるほかはなく、したがって、当該印影の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 協定の内容について

ア 本件不開示部分のうち、協定の内容に係る部分(文書1の1枚目ないし3枚目及び5枚目ないし7枚目、文書2の1枚目ないし3枚目並びに文書3の1枚目ないし3枚目及び5枚目ないし7枚目)には、東京大学の人事部等の時間外勤務及び休日勤務に関し、当該勤務を必要とする事由、業務の種類及び職員数、延長することができる勤務時間数等が具体的かつ詳細に記載されている。

イ 上記アの不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分には、東京大学の人事部等における職員の労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら東京大学独自の戦略ないし経営のノウハウに関わる情報が記載されていることが認められるところ、これらが公にされた場合、東京大学と競争上の地位にある他の法人にとって、東京大学の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、東京大学が不利益を受けるなど、東京大学に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある旨の上記第3の2の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号トに該当し、同号柱書き及びへについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ しかしながら、別表2に掲げる部分には、労働基準法の規定と同旨の情報、同法36条1項に規定する労使間の協定を使用者が労働基準監督署長に届け出る際の労働基準法施行規則17条に規定する様式第9号に記載の項目と同旨の情報、既に公にされている東京大学の内部規則に係る情報等が記載されており、当該部分を公にしても、東京大学独自の人事戦略や経営ノウハウが明らかとなるとはいえず、東京大学に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、当該部分は、公にすることによって、東京大学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、又は、東京大学の人事管理に係る事務に関し、公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書き、へ及びトのいずれにも該当するとは認められないことから、開示すべきである。

#### (2) 東京大学の理事の印影について

ア 本件対象文書である各協定の末尾（文書1の4枚目及び8枚目、文書2の4枚目並びに文書3の4枚目及び8枚目）の東京大学の担当理事の氏名の右側の不開示部分は、同理事の姓の印章の印影であることが認められる。

イ 当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、印影は、公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められず、職務に関する情報ともいえないことから、法5条1号ただし書イ及びハのいずれにも該当しない。さらに、同号ただし書ロに該当する特段の事情が存するとも認められない。

そして、当該印影は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、東京大学の理事の印影は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

原処分各開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」においては、法5条1号並びに4号柱書き及びへの条項及び条文を記載するにとどまっており、具体的に本件対象文書の各不開示部分がいかなる理由により

いずれの不開示情報に該当するのか不明確である。原処分における理由の提示は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし適切さを欠くものであるといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、適切に対応することが望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号並びに 4 号柱書き及びへに該当するとして不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条 1 号並びに 4 号柱書き、へ及びトに該当するとして不開示とすべきとしている部分については、別表 2 に掲げる部分を除く部分は、同条 1 号及び 4 号トに該当すると認められるので、同号柱書き及びへについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表 2 に掲げる部分は、同号柱書き、へ及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表 1

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号	
文書番号	名称	処分	日付及び文書番号
文書 1 (諮問第 4 1 号)	人事部保有の ・時間外勤務及び休日勤 務に関する協定 (4 枚 8 頁)	処分 1	平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け 第 2 0 1 7 - 9 3 号
文書 2 (諮問第 4 2 号)	医学部附属病院保有の ・時間外勤務及び休日勤 務に関する協定 (2 枚 4 頁)	処分 2	平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け 第 2 0 1 7 - 9 3 の 2 号
文書 3 (諮問第 4 3 号)	医科学研究所保有の ・時間外勤務及び休日勤 務に関する協定 (4 枚 8 頁)	処分 3	平成 3 0 年 3 月 3 0 日付け 第 2 0 1 7 - 9 3 の 3 号

別表 2 (開示すべき部分)

文書番号	枚数	対象部分
文書 1	1 枚目及び 5 枚目	5 行目ないし 1 0 行目 2 2 行目ないし 2 4 行目
	2 枚目及び 6 枚目	9 行目 1 6 行目ないし 1 8 行目 1 9 行目 (左から 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 4 文字目ないし 4 0 文字目) 2 0 行目 (5 文字目ないし 3 0 文字目及び 3 8 文字目ないし 4 0 文字目) 2 1 行目 2 2 行目及び 2 3 行目(それぞれ左から 1 文字目ないし 9 文字目) 2 8 行目ないし 3 1 行目 3 2 行目 (左から 1 文字目ないし 1 3 文字目, 1 9 文字目ないし 2 4 文字目及び 3 0 文字目ないし 3 3 文字目) 3 3 行目 3 4 行目 (左から 1 文字目ないし 3 8 文字目) 3 5 行目 (左から 1 文字目ないし 4 文字目) 3 8 行目ないし 4 0 行目
	3 枚目及び 7 枚目	3 行目及び 4 行目 5 行目及び 6 行目 (それぞれ左から 1 文字目ないし 9 文字目) 7 行目 (左から 1 文字目ないし 3 1 文字目及び 3 6 文字目ないし 3 9 文字目) 8 行目及び 9 行目 1 0 行目 (1 文字目ないし 5 文字目) 1 1 行目 (3 6 文字目ないし 4 1 文字目) 1 2 行目ないし 1 5 行目 1 6 行目ないし 1 8 行目 (それぞれ左から 1 文字目ないし 9 文字目) 1 9 行目ないし 2 2 行目 2 3 行目及び 2 4 行目 (それぞれ左から 1 文字目ないし 9 文字目)

		2 6 行目ないし 2 9 行目 3 6 行目ないし 3 8 行目
文書 2	1 枚目	6 行目ないし 1 1 行目 2 2 行目ないし 2 4 行目
	2 枚目	6 行目 1 4 行目ないし 1 8 行目 1 9 行目 (1 文字目ないし 8 文字目) 2 0 行目 (1 文字目ないし 9 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 5 文字目) 2 1 行目 (1 文字目ないし 9 文字目及び 1 8 文字目ないし 2 6 文字目) 2 6 行目ないし 2 9 行目 3 0 行目 (左から 1 文字目ないし 1 9 文字目及び 2 4 文字目ないし 2 7 文字目) 3 1 行目 3 2 行目 (左から 1 文字目ないし 3 8 文字目) 3 3 行目 (3 文字目ないし 6 文字目) 3 6 行目ないし 3 8 行目
	3 枚目	2 行目及び 3 行目 4 行目及び 5 行目 (それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目) 6 行目 (1 文字目ないし 3 1 文字目及び 3 6 文字目ないし 3 9 文字目) 7 行目及び 8 行目 9 行目 (1 文字目ないし 7 文字目及び 2 9 文字目ないし 3 4 文字目) 1 0 行目ないし 1 4 行目 1 5 行目ないし 1 7 行目 (それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目) 1 8 行目ないし 2 1 行目 2 2 行目及び 2 3 行目 (それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目) 2 5 行目ないし 2 8 行目 3 6 行目ないし 3 9 行目
文書 3	1 枚目及び 5 枚目	5 行目ないし 1 0 行目 2 2 行目ないし 2 4 行目

2 枚目及び 6 枚目	<p>9 行目  1 6 行目ないし 1 8 行目  1 9 行目（1 文字目ないし 8 文字目及び 1 4 文字目ないし 4 0 文字目）  2 0 行目（5 文字目ないし 3 0 文字目及び 3 8 文字目ないし 4 0 文字目）  2 1 行目  2 2 行目及び 2 3 行目（それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目）  2 8 行目ないし 3 1 行目  3 2 行目（左から 1 文字目ないし 1 3 文字目， 1 9 文字目ないし 2 4 文字目及び 3 0 文字目ないし 3 3 文字目）  3 3 行目  3 4 行目（左から 1 文字目ないし 3 8 文字目）  3 5 行目（1 文字目ないし 4 文字目）  3 8 行目ないし 4 0 行目</p>
3 枚目及び 7 枚目	<p>3 行目及び 4 行目  5 行目及び 6 行目（それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目）  7 行目（1 文字目ないし 3 1 文字目及び 3 6 文字目ないし 3 9 文字目）  8 行目及び 9 行目  1 0 行目（1 文字目ないし 5 文字目）  1 1 行目（3 6 文字目ないし 4 1 文字目）  1 2 行目ないし 1 6 行目  1 7 行目ないし 1 9 行目（それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目）  2 0 行目ないし 2 4 行目  2 5 行目及び 2 6 行目（それぞれ 1 文字目ないし 9 文字目）  2 8 行目ないし 3 1 行目  3 8 行目ないし 4 0 行目</p>

※ 句読点及び括弧は 1 文字と数える。